

各社会福祉施設等の長 様
各市町社会福祉協議会事務局長 様
各「福祉のお仕事」登録事業所代表者 様

滋賀の縁創造実践センター
社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会事務局長
(公 印 省 略)

**令和 3 年度「かいご・ふくしの職場体験」事業および「かいご・ふくし助成金付き
インターンシップ」事業の体験者受入事業所の募集について**

平素は、本会の事業推進に格別のご協力をいただき、厚くお礼申しあげます。

さて、本会では、介護・福祉分野への就労意欲喚起や進路選択に繋げることを目的に別添要領により、高校生向けに「かいご・ふくしの職場体験」事業、学生および社会人向けには利用促進のインセンティブとして交通費・昼食代相当分の助成金を参加者に交付する「かいご・ふくし助成金付きインターンシップ」事業を昨年度に引き続き実施いたします。

つきましては、趣旨をご理解のうえ、ぜひ、体験者の受け入れにつきご協力賜りたく、下記により必要書類を当センターまで送付くださいますようお願いいたします。

なお、昨年度は一昨年度を上回る体験者数となりました。新型コロナウイルス感染症の動向を注視しながら本事業を進めてまいります。ぜひとも受入事業所としてのご登録についてよろしくお願いいたします。

記

1 事業実施期間

令和 3 年 5 月 13 日(木)～令和 4 年 3 月 11 日(金)

※体験申込期限は令和 4 年 2 月 25 日(金)

2 事業概要

「かいご・ふくしの職場体験」事業 別紙および実施要領のとおり

「かいご・ふくし助成金付きインターンシップ」事業 別紙および実施要領のとおり

「かいご・ふくし助成金付きインターンシップ」事業の助成金に係る事業所負担について

・本会は参加者への助成金として、1日あたり定額 3,000 円(交通費(2,500 円)・昼食代(500 円)相当分)を負担します。

・参加者の交通費が 1 日あたり 2,500 円を超過した場合、超過額については、受け入れ事業所にご負担いただきますのであらかじめご理解ください。

※オンラインツールの活用等により、プログラムが在宅にて行われた場合、その日に限り助成金は発生しません。

※ 詳細は別紙実施要領および実施の流れをご確認ください。

3 受入事業所

県内に所在する事業所で、「福祉のお仕事」に事業所登録をされている事業所

※ 事業所単位となります。

4 体験者の怪我、事故等の補償

本会が「ボランティア行事用保険」に加入しますので、その補償の範囲内で対応します。

5 新型コロナウイルス等感染症への対応を踏まえたプログラムについて

新型コロナウイルス等感染症予防対策のため、本事業の体験者が受入施設の利用者の生活空間に入ることや利用者と接触することが制限されることが想定されます。ついては、体験プログラムの一部を動画やオンラインツールを活用したものとすることは差し支えありません。

6 体験者受入事業所としてご協力いただける場合の必要書類

・受入登録票①（基本情報 等）

・受入登録票②（プログラム ※暫定で結構です）

※「かいご・ふくしの職場体験」事業および「かいご・ふくし助成金付きインターンシップ」事業の共通様式です。

7 6の必要書類のご送付

(1) 令和3年4月26日（月）までに、下記までメールまたはファクスでご送付願います。

(2) 必要書類の様式は、「滋賀県かいご・ふくしのシゴトWeb」サイトに掲載していますので御利用ください。

URL : <https://fukushi.shiga.jp/taiken>

「滋賀県かいご・ふくしのシゴトWeb」

→「事業者の方へ」→「職場体験等受入事業所案内」

※ お知らせページにも掲載予定です。

8 受け入れ施設に対する謝礼について

受け入れ施設への謝礼はございませんのでご了承ください。

＜担当＞ 滋賀県介護・福祉人材センター（藤田・小川）

〒525-0032 草津市大路 1-1-1

ガーデンシティ草津・エルティ 932 3階

電話：077-567-3925

FAX：077-567-3928

メール：jinzai@shigashakyo.jp